

身体拘束廃止委員会規定

(目的)

第1条 当委員会では、利用者の尊厳を守り、尊重し、拘束を安易に正当化せず、職員ひとりひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めるために活動する。

(構成)

第2条 委員会は施設長から任命されたものを委員長とし、委員長は副委員長を指名することとする。各部署から選任された職員をもって構成する。

委員長は委員会を統括し、審議事項を採決する。

委員会は委員長が招集し、議題など付議すべき事項は、委員にあらかじめ通知する。

(審議事項)

第3条 委員会において次の事項を審議する

- 1.利用者様の身体拘束状況のカンファレンスの実施
- 2.利用者本人や家族に対しての説明の内容の検討
- 3.記録と内容の再検討
- 4.拘束解除の時期の検討
- 5.身体拘束廃止に向けた職員研修に関する事

(運営)

第4条 委員会は委員長が招集し、3カ月に1回以上開催する。ただし必要がある場合は臨時に開催することができる。委員長は必要と認める時は、委員以外の出席を求め、意見を求めることができる。

(職員の責務)

第5条 当施設は、身体拘束廃止に向けて職員は日常業務において介護・医療の安全と安心を確保するために、利用者との信頼関係を構築するとともに活動を行う。

(研修)

第6条 当施設では、介護に携わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアを周知する。職員研修は入職時ならびに継続的研修として年2回程度の施設内研修を開催する。

(記録)

第7条 委員会議事録内容は必ず議事録として書面に残さなくてはならない
議事録は、総務で保管するものとする

(規程等の見直し)

第8条 本規定等は委員会において見直し、必要に応じて改正するものとする。

(相談窓口)

第9条 相談・報告窓口は身体拘束廃止委員長とし、発生時は速やかに当該窓口へ報告する。
窓口担当者は委員会へ報告し、適切な対応を図る。

身体拘束廃止に関する指針

1. 身体拘束廃止に関する理念

身体拘束は、人間として尊厳を傷つけ、人権擁護の観点からの問題に加え、高齢者の身体機能を低下させるなど、高齢者の生活の質を損なう危険性があります。当施設では、利用者の尊厳を守り、尊重し、拘束を安易に正当化せず、職員ひとりひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止に規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないとしています。

(2) 緊急・やむを得ない場合とは

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで身体拘束を行わないケアを提供することが原則です。しかしながら、以下3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

* 身体拘束を行う場合には、以上の三つの要件をすべて満たすことが必要です。

【身体拘束とは】

身体拘束とは、身体の自由や行動の自由を制限するようなことを総称する言葉です。

具体的には…

●動き回らないように、車いすやベッドに体や手足を縛ること

●自分で降りられないように、ベッドを柵で囲むこと

●点滴や栄養を取るための経管栄養などのチューブを抜かないように手を固定したり、ミトン型の手袋をつけること

●車椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないようにY字型のベルトや腰ベルトをつける

●オムツ外しなどを防ぐためにつなぎ服を着せること

●動き回ることを止めるために、薬を多量に使うこと

●鍵のかかる部屋に閉じ込めること

などがあげられます。また『……しちゃだめ!』などのことばも、行動の自由を奪うことになります。

2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束および行動を制限する行為を行いません。

(2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての軽か記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力をします。

3. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討、確認します。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成します。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施を務めます。

(2) 利用者本人や家族に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態把握等を確認説明し、同意を得たうえで実施します。

(3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いて、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は2年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、すみやかに身体拘束を解除する。その場合は、家族に報告する。

4. 身体拘束廃止に向けた施設内の組織について

当施設は、身体拘束廃止委員会を設置し、その運営は、別途定める身体拘束廃止委員会規定に沿って行うこととする。

5. 身体拘束廃止に向けた職員研修に関する基本方針

当施設では、介護に携わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアを周知する。職員研修は入職時ならびに継続的研修として年2回程度の施設内研修を開催する。

6. 身体拘束廃止に関する指針の入所者等に対する閲覧について

身体拘束廃止に関する指針は各フロアに置くようにし、利用者・家族が希望する場合は閲覧できるものとする。

7. 身体拘束にまつわる相談窓口

相談・報告窓口は身体拘束廃止委員長とし、発生時は速やかに当該窓口へ報告する。窓口担当者は委員会へ報告し、適切な対応を図る。

2012年3月24日制定
2026年4月1日改訂
介護老人保健施設みかじま